

事業評価書（事前）

平成20年8月

評価対象（事業名）	若年者等試行雇用事業の実施	
主管部局・課室	職業安定局若年者雇用対策室	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
個別目標	9	フリーターや若年失業者の常用雇用化を図ること

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

(1) 現状分析						
現下の雇用失業情勢は全般的には改善が進んでいるものの、フリーター数が181万人（平成19年）と依然として多いなど、若者の雇用をめぐる問題が引き続き重要な課題となっている。						
(2) 問題分析						
人口減少等の経済社会情勢の変化が見込まれる中で、今後とも我が国の経済社会の安定等を図る観点から、若者の雇用をめぐる問題についても的確に対応した雇用政策を講ずる必要がある。						
(3) 改善方策（事業の必要性）						
平成20年4月23日に開催された経済財政諮問会議にて示された「新雇用戦略」においては、就職氷河期に正社員になれなかった若者（年長フリーター、30代後半の不安定就労者）について、早急に安定雇用を実現する必要があるとされたところであり、年長フリーターのみならず、就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代半ばを迎える状況に鑑み、30代後半の不安定就労者に対する支援を重点的、集中的に行っていく必要がある。また、同戦略において、新たに「30代後半の不安定就労者もトライアル雇用制度の対象者として積極支援」とされているところであり、若年者試行雇用事業について対象者を拡大し、30代後半の不安定就労者も含めて、その早期就職の実現を図っていく必要がある。						
現状・問題分析に関連する指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	15～24歳の失業率（単位：％）	10.1	9.5	8.7	8.0	7.7
2	25～34歳の失業率（単位：％）	6.3	5.7	5.6	5.2	4.9
3	年齢計の失業率（単位：％）	5.3	4.7	4.4	4.1	3.9
4	フリーター数（単位：万人）	217	214	201	187	181
（調査名・資料出所、備考）						
指標1～4は、いずれも総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」による。						

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

(2) 事業の内容 (概要)

新規・一部新規
(1) 若年者試行雇用事業の対象者の拡大 若年者試行雇用事業の対象者の年齢要件について、35歳未満を40歳未満に拡大する。なお、その他の対象者の要件は従前通りとする。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他 ()					
予算額 (単位: 百万円)	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
	9,000	9,900	5,815	6,295	6,823 ()
※「H 2 1」については予算概算要求額 ※ () は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額					

3. 事業の目標

事業の目標	
事業主が、フリーターや学卒未就職者等の若者等を一定期間試行雇用し、その適性や業務遂行可能性を見極めることを通じて、試行雇用後の常用雇用への移行を図る。	
政策効果が発現する時期	実施以後、随時効果の発現が見込まれる

4. 評価指標

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 常用雇用移行率(単位: %)	トライアル雇用後に常用雇用に移行した率により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所: 職業安定局調べによる。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 トライアル雇用開始者数 (単位: 人)	トライアル雇用の開始者数により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所: 職業安定局調べによる。	

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由) フリーターや未就職卒業生等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、職業紹介の一環として国が主体となって実施する必要			

がある。	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路 (投入→活動→結果→成果)
<投入> 若年者等試行雇用事業の実施 ↓ <活動> 対象求職者の試行雇用の実施や対象事業主に対する試行雇用奨励金の支給 ↓ <結果> フリーター等の常用雇用化数の増加 ↓ <成果> フリーター等の数の減少
事業の有効性 フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性或業務遂行可能性を見極めること等を通じて、試行雇用後の常用雇用への移行を図る若年者等試行雇用事業を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。

(3) 効率性の評価

全国のアワーワークにおいて、職業紹介の一環として、30代後半の不安定就労者も対象として若年者試行雇用事業を実施することは、これまで若年者試行雇用事業により、多くの者が常用雇用に移行できていることに鑑み、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況 (警告決議、附帯決議等) なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
④会計検査院による指摘 なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。